

令和5年度 第1回県有施設・資産有効活用戦略会議

日 時 令和5年11月21日(火)

場 所 第3応接室(オンライン会議)

1. 開 会

2. 議 題

- ① 鳥取方式ローカルPFIについて（鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針の見直しについて）
- ② 鳥取県県営発電施設のあり方検討に係る基礎的調査結果
- ③ 令和11年度更新に向けた公の施設の見直し方針について

3. 報告事項

- ① PPP／PFI事業の進捗・検討状況について

4. 閉 会

■背景

- 本県では、平成28年3月に「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」を策定し、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP／PFI手法を検討することとしている。
- また、県議会での議論や鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえ、本県のPPP／PFI事業において、県内事業者の事業参画を促進しながら事業を進めるため、「鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」を制定し、PFIを推進してきたところ。
- その結果、鳥取空港コンセッション、発電事業コンセッション、県立美術館PFI、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎PFIなどPPP／PFI手法導入が進んだが、議会及び事業者団体より、さらなる県内事業者の参画促進が必要とのご意見をいただいているところ。
- なお、令和5年に改定されたPPP/PFI推進アクションプランにおいても、地域経済にメリットをもたらす「ローカルPFI」を推進することとしている。

※ローカルPFI：PFI事業の推進（案件形成、事業者選定、契約履行等の一連の過程）を通じ、地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向するコンセプト。財政負担軽減（VFM）に加え、自治体・民間の創意工夫による多様な効果に
焦点



県内企業のPPP／PFI手法への参画経験の増加による成長と競争力の強化に資するため、「鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」の見直しを実施。

①鳥取方式ローカルPFIについて

■県内事業者の参加促進に向けた新たなルールづくり

(今後実施する事業への参画状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直しを行っていく。)

○WTO政府調達基準未満のPFI事業について、県内事業者の成長及び競争力の強化の観点から、PFI事業に県内事業者の参画機会の増加に資するため、以下の取扱とする。

①県内事業者のみで実施可能な事業は県内事業者により実施することを標準とする。(事業毎に導入可能性調査結果等により、競争性の確保の観点も踏まえ決定)
(ただしノウハウの提供等のために県外事業者が設計・建設業以外の協力企業等として参加することは認める)

②SPCに参画する事業者数(設計・建築・電気・管工事・維持管理)をそれぞれ一定数以上となるようにルール設定する。(事業毎に導入可能性調査等を踏まえ決定)

【事業規模別の参加事業者数の案】	一般公共事業の場合	新たに設定するルール (公共から1減以上)
建築3～6億円(電・管1.5～5億円)	2社	1社以上
建築6億以上(WTO未満)(電・管5～10億円)	3社	2社以上

●例 維持管理のない20億円程度の県営住宅の場合(建築16億、電気2億、管工事2億)

設計	建築 16億	電気 2億	管工事 2億	合計
1社以上	2社以上	1社以上	1社以上	5社以上

○PFI参加に係る事業者負担の軽減と積極的参加促進のため、二段階選考の導入及び参加報酬の支払いを行う。

- ①PFI事業の審査を事業コンセプト案・事業理解度等で判断する1次選考と、図面等の提出を求めプレゼンによる審査を行う2次選考に分けて実施。
- ②2次選考参加者で一定以上の評価を得たグループには一定の参加報酬を支払う。

①鳥取方式ローカルPFIについて

■県内事業者意見の聴取結果について

○R5年10月26日に開催したPPP／PFI推進地域プラットフォームセミナーにおいて、県の現在の方針と見直し案を説明。あわせて、各事業者団体からご意見を伺った。

【事業者意見】

- ・いい方針と思います。早めの方針決定・周知願います。
- ・県内事業者だけでもPFI対応可能と考える。公共事業縮小の中、県内業者への配慮を引き続きお願いしたい。
- ・県内事業者への一層の配慮については良いと思う。一方でサービス水準の低下に繋がらないよう配慮する必要もあるように思える。
- ・県内事業者の優先的活用は評価できる。二段階選考方式もよいと思う(ただし、一次選考後に提案書を作成することになるので時間が必要)
- ・参加報酬の支払いに加え、提出資料の削減についても検討してほしい

①鳥取方式ローカルPFIについて

■有識者意見聴取結果

【意見聴取者】

- 辻 琢也 教授（一橋大学 大学院法学研究科教授）
- 根本 祐二 教授（東洋大学 PPP研究センター長）
- 堀田 收 境港商工会議所会頭

【有識者意見】

- 現在の制度では地元・中小事業者が参加しにくいですが、鳥取方式ローカルPFIを導入することで県内事業者の参加促進につながると考える。なお、中小企業に対して更なる配慮を望む声もある。
- 現時点でPPP/PFI事業への県内事業者の参加機会に配慮するのはよいが、将来的に県内事業者が県外・海外市場に参入していけるように、制度は永続的なものとはせず見直していくことが必要。
- プロポーザルの際に、地元以外の提案者が参加する場合は、地元事業者の成長戦略を考えさせる項目を入れると良い。単なる下請けではなく、地元企業の成長について考えてもらえる。
- PFIに参入する地元事業者が成長できるようにすることが大事。
- 県内事業者の競争力を高める必要がある。全国のコンペで勝てるような業者を育てるべき。
- 県内事業者に限定しすぎると県外からの先進技術が入らなくなる恐れもある。

①鳥取方式ローカルPFIについて

■今後の対応

○配慮方針の改定を総務部長名で庁内に通知。

⇒ 公募手続準備中(令和6年度前半公募開始予定)の県営住宅上粟島団地建替事業から適用する。

【現在実施予定のPFI事業での取扱想定】

内容	県営住宅上粟島団地建替事業
事業者の公募条件	WTO非該当であり、県内事業者での実施が可能かつ一定の競争性が確保可能である場合、県内事業者限定のPFI事業として実施する予定。
S P Cの発注等 (変更なし)	下請負については要求水準書で原則として県内事業者に発注することを求める。
参画負担の軽減	二段階選考の実施及び参加報酬の支払いにより、事業者の参画に係る負担を軽減する。

○配慮方針については、県営住宅上粟島団地建替事業における事業者参画状況等を踏まえ、PPP／PFI推進地域プラットフォーム等における情報共有や民間事業者の意見等も参考としながら、継続的に見直しを実施していく。

■電気事業の現状と課題（R3年度第1回戦略会議で整理）

- ・施設数 水力発電施設12、風力発電施設1、太陽光発電施設8 計21施設
- ・令和2年度に水力発電施設4施設に対して、公共施設等運営権を設定し、民間に運営権を譲渡。（県管理施設数 水力発電施設12→8 合計17施設）
- ・運営権を譲渡した4施設以外の施設について民間への譲渡や運営委託を検討する必要がある。

■検討概要

以下の項目について、外部コンサルタントを活用しながら、令和4年度より基礎的調査を実施し、有識者意見の聴取を行った。

【基礎的調査の内容】

- ・関連上位計画、これまでの検討経過の整理
- ・財務シミュレーション
- ・再生可能エネルギーの価値上昇の可能性等に係る検討（FIT制度やエネルギー関連施策等動向の整理）
- ・企業局の発電事業に対する関係企業へのヒアリング（電力会社・地域新電力等）
- ・発電事業への公共の関与の利点の分析 等

②鳥取県県営発電施設のあり方検討に係る基礎的調査

【主な調査内容結果】

■財務シミュレーション

- 事業全体で純利益は確保されているが、水力発電(直営)は経常収支が100%を下回って推移。その他施設はFITが終期を迎えるまでは経常収支は100%を上回る。
- 財務シミュレーション結果をもとに、H28年度に実施した導入可能性調査によって算出されたVFMを再計算したが、前回の結果と同様に、コンセッション対象施設以外はVFMがマイナスとなり、PFI手法によるコストメリットは働きづらいとの結果となった。
(VFMの算出前提として、コンセッション対象となった発電所と異なり、大規模改修が予定されていないことなどが主な要因と考えられる)

■民間事業者の自然エネルギーについての関心

⇒一般論として民間に利益が出る条件であれば施設購入やコンセッション等についての参画意欲はある。ただし、個別施設の具体的な情報がなければ判断はできないとの回答

②鳥取県県営発電施設のあり方検討に係る基礎的調査

■自然エネルギーの価値上昇の可能性等に係る考察

- エネルギー価格の上昇等を受け自然エネルギー由来電力の市場における売電単価は上昇傾向。
- 2026年度に「排出権取引制度」の本格稼働、2028年度に「炭素に対する賦課金」の導入検討など、再生可能エネルギーの価値に大きな影響を与えると考えられる制度導入が検討されており、将来的により価値が上昇する可能性もある。

■民間での事業実施と公共の関与の利点

- 発電機更新等の大規模改修等が付随するなど、条件によっては民間事業者が運営することで経費節減効果等は一定程度ある。
- 公共の関与する利点としては、以下のような効果が考えられる。
 - ・企業局が積極的に県内の地域新電力に売電を行うことで、地域の富を地域内で循環させる再生可能エネルギーの地域内利用※により長期安定的に寄与することが可能となる。
 - ・今後の社会の環境変化に際し、売電方法を工夫することで環境・脱炭素・産業振興等の県施策の推進へのより柔軟な対応が可能となる。

※「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」において「県内の地域新電力を通じて地産電力を調達・供給することは、従来、県外の電力事業者に支払っていた料金が、県内で循環することになり、地域経済の好循環に繋がると期待されます。」とされている。

②鳥取県県営発電施設のあり方検討に係る基礎的調査

【今後の方針】

■県営発電所の発電する電気の県施策への有効活用策の検討、各種検証・検討・情報収集を継続

- 発電事業は民間代替性があるが事業全体で純利益は確保されており、エネルギー価格の動向が見通せない現時点で早急に民間譲渡等を行う必要性は認められず、民間譲渡等に係る検討は一旦終了。
- 再生可能エネルギーの地域内利用による県経済への寄与といった公共の関与の利点も認められることから、県施策へその利点を最大限活かせるよう、他県における活用事例も参考に、企業局が発電する電気の県施策(脱炭素・環境施策、産業振興等)へのさらなる活用策も検討すべき。
- なお、県施策への有効活用を含めた将来的な方向性や、将来の大規模改修・更新における民間活力の導入可能性の検討のため、引き続き企業局で以下の検証・検討・情報収集を実施する必要がある。

- 1) 電力市場・エネルギー-施策の動向の注視
- 2) コンセプション方式の評価・検証結果の確認
- 3) 今後の発電事業の経営方針検討のためのシミュレーション等の精緻化
 - ① FIT適用期限終了後の対応の検討
 - ② 今後見込まれる大規模修繕及び更新を見込んだシミュレーションの精緻化
 - ③ 施設ごとの財務シミュレーションの精緻化

②鳥取県県営発電施設のあり方検討に係る基礎的調査

■有識者意見聴取結果

【意見聴取者】

- 辻 琢也 教授（一橋大学 大学院法学研究科教授）
- 根本 祐二 教授（東洋大学 PPP研究センター長）
- 堀田 收 境港商工会議所会頭

【有識者意見】

- ・発電事業では民間実施により県民へのサービス向上にはあまりつながらないため、メリットがあまりないのではないか。
- ・民間の風力や太陽光の設備が壊れたまま放置される事例も散見され、県が管理していた方が安全性が担保できる。
- ・企業局の電気事業の運営が最適なコスト・経費になっているかの点検は必要。
- ・自然エネルギーを長期に安定運営するには積極的に行政が関与したほうがよく、また、排出権取引など様々な制度が今後導入予定であることから、短期的に見て民間に譲渡をするのはやめた方がよいのでは。
- ・基本的に発電事業は民間で実施できる事業である。公共が関与する利点があるから即ち公共がすべきとするのではなく、当該事業が相対的に優先度合いが高いという論拠が必要。
- ・民間供給が可能か把握するための事業者ヒアリングは適切な手法だが、今回のヒアリングでは個別施設の状況・今後の修繕状況等が示されておらず、将来の修繕計画等を見積もった上で、民間サウンディング等を行うことが必要となる。

③令和11年度更新に向けた公の施設の見直し方針について 資料3

■令和5年9月附帯意見（公の施設の指定管理者の指定について）

このたびの指定管理者更新に向けては、産業振興条例の趣旨を踏まえつつ県外事業者の参入要件を緩和したほか、一部性能発注の導入、利用者サービス向上に向けた評価基準の見直しなど、発注手法について改善の努力が見られるものの、コロナ禍や急激な物価高騰等の影響もあり、公募に対して従来の受託者からの一者提案にとどまる事例もあるなど、見直しの成果が十分に得られたと言えない状況である。

本来、指定管理者制度は、民間活用による公共施設の効率的な管理運営や利用者サービスの質的向上を目的に、本県においても導入を進めてきたところである。

利用者である県民全体の便益を第一義とし、県の施策推進と施設管理のあり方の整理を含め、事業者において更なる参入意欲が喚起されるよう、令和11年の次期更新に向けて適切な競争環境が確保されるよう取り組むこと

■検討方針案

指定管理者の一斉更新に当たっては、従前より、更新時に全ての公の施設にかかる見直しを実施し、施設の統廃合、指名指定の見直し、県外事業者の参入要件を緩和、一部性能発注の導入、利用者サービス向上に向けた評価基準の見直しなどを実施してきた。

令和11年の次期更新に向けては、改めて全ての公の施設に係る「県の施策推進と施設管理のあり方」等について、県有施設・資産有効活用戦略会議において検討・整理を行い、当該施設の必要性及び目的達成に必要な施設運用のあり方の検討を行った上で、最適な施設運営の手法を選択する。

なお、民間事業者がより参入しやすくなるよう、より多くの事業者意見を伺う機会を設けるとともに、鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえて検討を行う。

検討に当たっては、県有施設・資産施設有効活用戦略会議が総括し、各施設の設立経緯、設置目的、施策推進とあり方の整理等について各所管部局において作業・検討を実施

○美術館

- 令和6年3月末に施設完成、引渡しの予定。
- 収蔵品の移転、展示準備等を行い、令和7年3月30日に開館の予定。

11月5日、開館500日前イベントで開館日発表



○水力発電施設

- 春米発電所は、公共施設等運営権(コンセッション方式)に基づき民間事業者が概ね順調に運営。(令和2年度～)
- 小鹿第二発電所はリニューアル工事が完了し、令和5年9月に民間事業者へ運営権を設定。今後、小鹿第一発電所、日野川第一発電所は令和6年中に運営権を設定予定。

○西部総合事務所

- 7月に建物の名称を整理、変更。
本館⇒1号館、新館⇒2号館、新棟⇒3号館。
- 令和5年10月に3号館供用開始。
- 現在西部総合事務所1号館及び2号館の改修工事中。

【西部総合事務所3号館】



報告 PPP/PFI事業の進捗・検討状況

○鳥取空港

【第1期コンセッション】

- 第1期の運営権者は、指名指定によって鳥取空港ビル(株)を選定した。
- 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、第2期の公募時期を延期し、第1期の事業期間を3年間延長して令和9年3月末までとした。

【第2期コンセッション】

- 令和9年4月から第2期をスタートさせるため、国内線ビル・貨物ビル等を所有する鳥取空港ビル(株)を対象とした各種資産評価や、事業スキームの検討等、公募によって運営権者を選定するための準備を進めている。
- 事業スキーム(案)や公募条件について、民間事業者の意見を聴取するマーケット・サウンディングを実施する。

<第2期事業開始までのスケジュール(予定)>

年 度	内 容
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針(案)の公表、マーケット・サウンディング(11月27日～2月頃を予定) ・ 鳥取空港ビル(株)の株式譲渡予約契約締結(冬期) ・ 鳥取空港設置・管理条例の改正(実施方針関連)に係る議会への附議(2月議会)
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方針の策定・公表(夏期)、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表(冬期)
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、SPC設立(秋期) ・ 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議(2月議会)、運営権の設定
令和8年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施契約の締結・公表(春期)、業務引継期間(約1年間)
令和9年4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期事業開始(4月～)

<検討中の事業スキーム(案)>

項 目	内 容
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長20年+α年を想定
事業方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設による事業:運営権に基づき実施 ・ 鳥取空港ビル(株)所有施設による事業:同社の全株式を第2期運営権者SPCが既存株主から譲り受けて実施 ・ 第2期運営権者SPCの運営収入の不足を県がサービス購入料(運営交付金)として補填(混合型)
運営権等の対価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空系収益が一定の水準(運営権者が提案)を達成した場合、県に航空系収益の一部を還元する仕組みを導入

報告 PPP/PFI事業の進捗・検討状況

○米子アリーナ

- 令和3年度 第3回県有施設・資産有効活用戦略会議においてPFI(BTO)方式での整備方針を決定。
- 令和5年7月から事業者募集を開始しており、令和6年1月頃に審査を実施のうえ、令和5年度中に事業契約を締結予定。
- 令和9年3月供用開始予定。

○県営住宅上粟島団地再整備

- 令和4年度 第3回県有施設・資産有効活用戦略会議においてPFI(BT)方式での整備方針を決定。
- 令和5年度から事業者募集準備のため、アドバイザー業務を実施中。
- 令和6年度事業者募集開始予定

○県営工業用水道施設あり方検討

- 事業継続と事業廃止(上水道代替)のコスト比較等の調査・分析を実施中。
- 日野川工業用水の劣化状況や光熱費の高騰対策、大口利用者であった企業の生産終了表明など、大きな現況の変化があることから、企業局において考え方や内容の精査を行っており、総務部が検証を行っているところ。